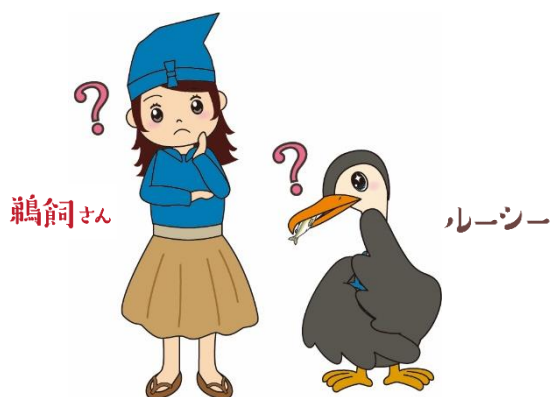

マイナ保険証 Q&A

令和 6 年 7 月作成 ver.1.0



岐阜支部マスコットキャラクター



全国健康保険協会 岐阜支部
協会けんぽ

目次

はじめに	3
安全性について.....	4
Q1 マイナンバーカードを持ち歩くのが不安です。	4
Q2 マイナンバーカードを紛失した時はどうすればよいですか？	5
Q3 個人情報の反映・紐づけは正しくできていますか？	6
ご自身の情報が正しく紐づけられているか確認する方法	6
医療機関関係	7
Q4 令和6年12月2日以降の受診方法はどのように変わりますか？	7
マイナ保険証のメリット	7
マイナ保険証の使用方法	8
マイナ保険証（オンライン資格確認）に対応していない医療機関での受診方法	9
Q5 マイナ保険証で受診するときに、限度額適用認定証は必要ですか？	9
Q6 マイナ保険証で受付をすると医療機関等にどんな情報が提供されますか？ ..	10
Q7 顔認証付きカードリーダーでの顔認証はどのような仕組みで行っているのです	10
か？	10
Q8 医療機関でマイナンバーカードを健康保険証として利用しようとしたが、	10
従来の健康保険証を提出するように案内されました。	10
Q9 マイナンバーカードを健康保険証として利用した場合の窓口負担は低くなりま	11
すか？	11
Q10 マイナ保険証を持っていない場合は医療機関等へどのように受診したらよいで	12
すか？	12
手続き方法	13
Q11 マイナンバーカードはどうやって取得できますか？	13
Q12 本人が子どもや入院中などの場合、マイナンバーカードを代理で申請すること	14
はできますか？	14
Q13 マイナンバーカードの有効期限はありますか？	14
Q14 マイナンバーカードの保険証利用登録（＝マイナ保険証の登録）はどうすれば	15
よいですか？	15
Q15 就職などで資格を取得する場合、データが反映されマイナ保険証が使えるよう	17
になるまでどれくらいかかりますか.....	17

その他	18
Q16 現行の健康保険証は令和 6 年 12 月 2 日以降どうなりますか？	18
Q17 令和 6 年 12 月 2 日以降に新規加入する従業員の「資格取得届」を提出する際、 担当者が注意すべきことはありますか？	18
Q18 健康保険証の制度が変わることで、被扶養者資格再確認には何か影響はありま すか。	19
お問い合わせ先	20
マイナ保険証、資格情報のお知らせ、資格確認書やオンライン資格確認等に関するお 問い合わせ	20
マイナンバー、マイナンバーカードに関するお問い合わせ	21

はじめに

この冊子の情報は令和6年7月時点に国から示されている方針や、協会けんぽ岐阜支部が独自に調査した情報等に基づき作成したものです。

今後、国から示される省令、通知等により内容に変更が生じる可能性があります。

最新情報は、広報誌「協会けんぽだより」、協会けんぽ岐阜支部メールマガジン、協会けんぽ HP などです。随時お知らせします。ぜひご覧ください。

- 広報誌「協会けんぽだより」（ホームページ：毎月15日頃更新 日本年金機構の「納入告知書」に同封）



<https://www.kyoukaikaikenpo.or.jp/shibu/gifu/cat080/202401/>

- メールマガジン「協会けんぽ めるまが岐阜」（毎月中旬頃配信）



<https://www.kyoukaikaikenpo.or.jp/shibu/gifu/cat130/>

- 協会けんぽ岐阜支部ホームページ



<https://www.kyoukaikaikenpo.or.jp/shibu/gifu/>

安全性について

Q1 マイナンバーカードを持ち歩くのが不安です。

A 悪用は困難な対策がとられているため安心して持ち歩いていただけます。

① **マイナンバーカードの IC チップには、税や年金、健診結果や薬剤情報などのプライバシー性の高い個人情報が入っていません！**

不正に情報を読みだそうとすると IC チップが壊れる仕組みです。また、カード利用には暗証番号等の認証が必要で、暗証番号を一定回数以上間違えるとカードがロックされます。(利用者証明用電子証明書については3回連続、署名用電子証明書については、5回連続)

② **マイナンバーを知られても、個人情報を調べることはできません！**

マイナンバーを使う手続きでは顔写真付きの身分証明書での本人確認が行われます。また、マイナンバー制度は個人情報を一元管理する仕組みではありません。手続きを受け付ける行政職員だけが、その手続きに必要な情報に限ってアクセスすることが許されています。そのため、情報が芋づる式で漏れることはありません。

詳しくはこちら

デジタル庁・総務省作成リーフレット



(<https://www.mhlw.go.jp/content/12401000/001257094.pdf>)

厚生労働省「マイナンバーカードの健康保険証利用の安全な制度運用に向けて」

(https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_33112.html) (令和6年7月25日利用) をもとに作成
マイナポータル「マイナンバーカードでマイナポータルに何度かログインに失敗するとロックがかかりますか。」(https://faq.myna.go.jp/faq/show/2404?category_id=9&site_domain=default) (令和6年7月25日利用) をもとに作成

Q2 マイナンバーカードを紛失した時はどうすればよいですか？

A マイナンバーカード機能停止のお手続きが必要となりますので、お電話でマイナンバー総合フリーダイヤルへご連絡をお願いします。

マイナンバー総合フリーダイヤル（通話料無料）

0120-95-0178

※音声ガイダンス 2 番 紛失・盗難などによる一時利用停止については、24 時間 365 日受け付け

※一時停止の手続きは、原則ご本人様にお願いしておりますが、代理人による一時停止も可能です。

あわせて、警察に遺失届・盗難届を出していただき、受理番号を控えてください。その後、お住まいの市区町村へ届け出をしていただき、マイナンバーカードの再発行のお手続きをおとりください。

※住民登録のある市区町村窓口にて申請書 ID、QR コード入りの交付申請書を発行いただくことで、オンラインでの申請も可能です。

マイナンバーカード総合サイト「マイナンバーカード及び個人番号通知書、通知カードを紛失してしまった場合はどうしたらいいですか？」

(https://www.kojinbango-card.go.jp/faq_lost_found1/)（令和 6 年 7 月 25 日利用）をもとに作成

Q3 個人情報の反映・紐づけは正しくできていますか？

A 協会けんぽでは、厚生労働省からの要請により、登録済みのデータ全件について、住民基本台帳の情報と照合を行いました。また、新規の登録時は住民基本台帳と照合を行っております。

照合の結果、漢字氏名・カナ氏名・生年月日・性別・住所の5情報に一定の不一致があり、異なるマイナンバーが登録されている疑いがある方については、ご本人様にご確認をお願いしております。

なお、確認ができるまでの間、医療保険等向け中間サーバーにおいて、医療情報等の閲覧は停止されています。

ご自身の情報が正しく紐づけられているか確認する方法

マイナ保険証の利用登録がお済みの方は、お持ちのスマートフォン（※）で「マイナポータル」にログインし、以下の手順でご確認いただけます。

※なお、マイナポータルの対応端末をお持ちでない場合、ご家族の方等が対応端末をお持ちであれば、ご自身のマイナンバーカードを使ってログインしていただけます。確認後には、必ずログアウトするようにしてください。



厚生労働省「マイナンバーカードの健康保険証利用の安全な制度運用に向けて」

(https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_33112.html)（令和6年7月25日利用）をもとに作成

医療機関関係

Q4 令和6年12月2日以降の受診方法はどのように変わりますか？

A 原則、健康保険証として利用登録したマイナンバーカード（＝マイナ保険証）で受診していただきます。

なお、マイナ保険証での受診は既に始まっています。ぜひご利用ください。

マイナ保険証以外の受診方法は Q10 をご覧ください。

マイナ保険証のメリット

メリット1 医療情報の共有化でより良い医療が受けられます！

マイナ保険証を使って受診すると、初めての医療機関でも特定健診や薬剤・診療情報が医師等と共有でき、より適切な医療が受けられます。

メリット2 手続きなしで高額な窓口負担が不要に！

マイナ保険証で受診すると、限度額適用認定証がなくても、本人が同意すれば高額療養費制度に基づき限度額を超える医療費の立替払いが不要となります。協会けんぽへの手続きは必要ありません。

なお、「限度額適用・標準負担額減額認定証」および「特定疾病療養受療証」については、最新の健康保険の資格で協会けんぽへ申請を行って認定等を受けていることが条件となります。

メリット3 マイナポータルで確定申告時に医療費控除が簡単にできます！

医療費の領収証を管理・保管しなくてもマイナポータルで医療費通知情報の管理が可能となり、マイナポータルと e-Tax を連携することで、データを自動入力できます。

厚生労働省「マイナンバーカードの健康保険証利用のメリット」

(https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_22682.html) (令和6年7月25日利用) をもとに作成

マイナ保険証の使用方法

1 受付にある顔認証付きカードリーダーを見つける



顔認識カードリーダーには複数の種類があります



2 マイナンバーカードを読み取り口に置く

※マイナンバーカードのカバー等は外してください

※カードリーダーによってマイナンバーカードの設置向きが異なるのでご注意ください

3 認証方法を選択し、本人確認を行う

① 顔認証

顔を枠内に
入れてください



② 暗証番号

4桁の暗証番号を
入力してください



※ 画面はサンプルです。カードリーダーの種類によって表示画面は異なります。

※ 暗証番号を連続して間違えると不正防止のためロックがかかります。
(ロックがかかっても顔認証はできます)

4 画面の案内に沿って、情報提供の可否を選択

過去の情報を
利用いたします

過去のお薬情報を当機関に提供することに同意しますか。
この情報はあなたの診療や健康管理のために使用します。

同意しない

同意する



過去の健康医療情報の提供に**同意**いただくと、
医師・薬剤師が過去の健康医療情報を確認
できるようになり、正確なデータに基づくより良い
医療が受けられます。

※ 画面はサンプルです。カードリーダーの種類によって表示画面は異なります。



5 マイナンバーカードでの受付の完了

マイナンバーカードをカードリーダーから取り出してください。
カードの取り忘れにご注意ください。

マイナ保険証（オンライン資格確認）に対応していない医療機関での受診方法

カードリーダーがない医療機関等や故障中など、カードリーダーが使えない場合、マイナ保険証と合わせて「資格情報のお知らせ」やマイナポータルの「わたしの情報」／「医療保険の資格情報」を提示することで受診できます。

「資格情報のお知らせ」は、被保険者資格等の基本情報が記載されているものです。令和 6 年 6 月上旬までにご加入の方は令和 6 年 9 月、令和 6 年 6 月中旬から令和 6 年 11 月末までにご加入の方は令和 7 年 1 月下旬～2 月上旬に事業所あてでお送りします。

令和 6 年 12 月 2 日以降、新規加入の方は資格取得時に送付されます。退職等の際に会社へ返納いただく必要はありません。



Q5 マイナ保険証で受診するときに、限度額適用認定証は必要ですか？

A 不要です。

マイナ保険証によるオンライン資格確認で、資格情報が確認できるため、限度額適用認定証がなくても、本人が同意すれば高額療養費制度に基づき限度額を超える医療費の立替払いが不要となります。

なお、「限度額適用・標準負担額減額認定証」および「特定疾病療養受療証」については、最新の健康保険の資格で協会けんぽへ申請を行って認定等を受けていることが条件となります。

Q6 マイナ保険証で受付をすると医療機関等にどんな情報が提供されますか？

A ご自身で情報提供に同意した診療・薬剤情報や過去の特定健診の情報等が提供されます。同意していない情報が提供されることはありません。

また、医療機関等はマイナンバー（12桁の番号）ではなく、マイナンバーカードのICチップ内の利用者証明用電子証明書を利用するため、マイナンバー（12桁の番号）を取り扱うことはありません。

厚生労働省「マイナンバーカードの健康保険証利用についてよくある質問」

(https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_40406.html)（令和6年7月25日利用）をもとに作成

Q7 顔認証付きカードリーダーでの顔認証はどのような仕組みで行っているのですか？

A マイナンバーカードのICチップ内に保存されている顔画像と、顔認証付きカードリーダーが撮影した顔画像が同一人であるかどうかを確認した後に撮影画像のデータは即時削除されます。顔認証で資格確認を行う場合、顔認証付きカードリーダーがご本人様の顔を撮影しますが、顔画像のデータが保存されることはありません。

厚生労働省「マイナンバーカードの健康保険証利用についてよくある質問」

(https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_40406.html)（令和6年7月25日利用）をもとに作成

Q8 医療機関でマイナンバーカードを健康保険証として利用しようとしたのですが、従来の健康保険証を提出するように案内されました。

A 一部の例外を除いて、全ての医療機関と薬局においてカードリーダーを設置し、マイナ保険証を受け付けることが義務化されています。

そのため、医療機関などでマイナンバーカードの健康保険証利用ができなかった場合には、マイナンバー総合フリーダイヤル（0120-95-0178）にご連絡ください。デジタル庁から厚生労働省に情報を提供し、厚生労働省において事実関係の確認を実施します。

マイナ保険証利用促進に取り組む医療機関・薬局は徐々に増加しています。
受診の際は、マイナ保険証をご利用いただきますようお願いいたします。

デジタル庁「よくある質問 マイナンバーカードの健康保険証利用について」

(<https://www.digital.go.jp/policies/mynumber/faq-insurance-card>)（令和6年7月25日利用）

をもとに作成

Q9 マイナンバーカードを健康保険証として利用した場合の窓口負担は低くなりますか？

A マイナンバーカードを健康保険証として利用した場合には、医療機関がオンラインで薬剤情報などの患者情報を確認でき、問診等の業務負担が減ると考えられることから、令和6年6月～11月まで、**下表のとおり診療報酬の加算（医療情報取得加算）の窓口負担が低くなります。**

	初診	再診 (3か月に1回)	調剤 (6か月に1回)
マイナンバーカード利用	10円	10円	10円
現行の健康保険証利用	30円	20円	30円

※患者負担は上記金額の2割または3割。

厚生労働省「医療DX推進体制整備加算・医療情報取得加算の見直しについて」

(<https://www.mhlw.go.jp/content/10200000/001277499.pdf>) (令和6年7月25日利用) をもとに作成

Q10 マイナ保険証を持っていない場合は医療機関等へどのように受診したらよいですか？

A マイナンバーカードを持っていない、またはマイナ保険証の利用登録をしていない方は、協会けんぽから交付される「資格確認書」を提示すれば、マイナ保険証のメリットはありませんが、これまで通りの保険診療を受けることができます。

また、現在お持ちの健康保険証は、退職等で資格喪失にならない限り、令和7年12月1日まで使用できます。

「資格確認書」の発行は以下のとおり行います。

○令和6年12月2日以降に新規加入する方

「資格確認書」は、令和6年12月2日以降、「資格取得届」等などによる本人からの申出に基づき、会社を経由してマイナ保険証をお持ちでない加入者に発行します。申出がない場合も、マイナンバーカードを持っていない、またはマイナ保険証の利用登録をしていない方などには、申出によらず「資格確認書」を発行しますが、相当な期間を要します。「資格確認書」が必要な場合はできる限り「資格取得届」等の提出時に申出してください。

○現行の健康保険証をお持ちの方

令和7年12月2日以降、マイナンバーカードを持っていない、またはマイナ保険証の利用登録をしていない方に「資格確認書」を発行します。(Q17 参照)

資格確認書について

○材質・サイズ・形状は健康保険証と同様（プラスチック製・カード型）です。

○有効期間は4～5年です。

※1年単位の発行期間を設定し、発行期間ごとに同一の有効期限を設定するため、発行時期によって有効期限は4～5年になります。

○「資格確認書」の有効期限内に退職した場合、「資格確認書」は会社へ返納してください。有効期限が切れた「資格確認書」については自己破棄も可能です。



「資格確認書」イメージ図

手続き方法

Q11 マイナンバーカードはどうやって取得できますか？

A マイナンバーカードをまだお持ちでない方は、以下 3 つの方法で地方公共団体情報システム機構に申請ができます。

1. オンライン申請（パソコン・スマートフォンから）
2. 郵便による申請
3. まちなかの証明写真機からの申請

マイナンバーカード交付までの期間

マイナンバーカードの交付申請から市区町村が交付通知書※1 を発送するまで、概ね 1 か月間※2 となっております。

※1 交付通知書は市区町村がマイナンバーカードの交付の準備ができた旨をお知らせする通知書です。

※2 交付申請書等に不備がある場合を除きます。

お住まいの市区町村によって状況が異なりますので、市区町村のホームページも、併せてご確認ください。

詳しくはこちら

マイナンバー総合サイト



(<https://www.kojinbango-card.go.jp/apprec/apply/>)

厚生労働省「マイナンバーカードの健康保険証利用方法」

(https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_40391.html)（令和 6 年 7 月 25 日利用）をもとに作成
マイナンバー総合サイト「マイナンバーカードを申請する」

(<https://www.kojinbango-card.go.jp/apprec/apply/>)（令和 6 年 7 月 25 日利用）をもとに作成

Q12 本人が子どもや入院中などの場合、マイナンバーカードを代理で申請することはできますか？

A 可能です。

マイナンバーカードはご本人様に申請していただく必要があります。

ただし、15 歳未満および成年被後見人の方は、法定代理人による代理申請が必要です。また、マイナンバーカードの交付申請書の記入が困難である場合については、介助者及び職員等の代筆のうえ、本人が押印を行うことで、有効なものとして認められます。

なお、交付（受け取り）については、本人が窓口へ出向くことが困難であると認められる場合、代理人による手続きが可能ですので、住民登録のある市区町村にご相談ください。

マイナンバー総合サイト「マイナンバーカードを代理で申請することはできますか？」

(https://www.kojinbango-card.go.jp/faq_apply28/) (令和 6 年 7 月 25 日利用) をもとに作成

Q13 マイナンバーカードの有効期限はありますか？

A マイナンバーカードの有効期間は、発行日から 10 回目の誕生日（未成年者は 5 回目）まで、電子証明書の有効期間は、年齢問わず発行日から 5 回目の誕生日までに設定されています。

有効期限を迎える方に対し、有効期限の 2～3 ヶ月前を目途に有効期限通知書がお住まいの市区町村から送付されます。必要書類をお持ちのうえ、市区町村窓口で手続きを行ってください。

更新にかかる手数料は、無料です。

詳しくはこちら

マイナンバー総合サイト



(<https://www.kojinbango-card.go.jp/card/renewal/>)

マイナンバー総合サイト「更新手続きについて」

(<https://www.kojinbango-card.go.jp/card/renewal/>) (令和 6 年 7 月 25 日利用) をもとに作成

Q14 マイナンバーカードの保険証利用登録（＝マイナ保険証の登録）はどうすればよいですか？

A マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには登録が必要です。

申請には以下 3 つの方法があります。

1. 顔認証付きカードリーダーからの申請
2. マイナポータルからの申請
3. セブン銀行 ATM からの申請

1. 顔認証付きカードリーダーからの申請

マイナンバーカードの保険証利用の申込みは
医療機関・薬局の 受付でもOK!!



マイナンバーカードを医療機関・薬局にお持ちいただくだけで、健康保険証として利用するための申込み手続きや、実際に利用いただくことが可能です！



デジタル庁

総務省
MIC
Ministry of Internal Affairs and Communications

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

健康保険証利用の
申込みのお問合せ先



マイナンバー
フリーダイヤル
0120-95-0178

5番を選択のうえ、音声ガイダンスにしたがってお進みください。
受付時間（年末年始を除く） 平日：9時30分～20時00分
土日祝：9時30分～17時30分

2. マイナポータルからの申請



3. セブン銀行 ATM からの申請



マイナンバーカードの健康保険証利用の 申込みはセブン銀行ATMで！



- お持ちのスマートフォンがマイナポータルアプリ（申込みに必要な専用アプリ）に対応していない方
- スマートフォンをお持ちでない方、スマートフォンの操作に自信がない方

→ セブン銀行ATMでの申込みは簡単でオススメ！

ATMでの申込みに必要なもの




マイナンバーカード

利用者証明用パスワード（4桁）

ATMの操作に健康保険証は不要です。

※マイナポータルおよびセブン銀行ATMでは、顔認証マイナンバーカードなど利用者証明用パスワードをご利用できないカードでは申込みできません。医療機関等の顔認証付きカードリーダーをご利用ください。

対応している医療機関・薬局

このステッカー・ポスターが貼ってある医療機関・薬局で使えるようになります



マイナ受付

※利用できる医療機関・薬局等については、厚生労働省のホームページで公開しています。

ATMでの健康保険証利用の申込みについて

くわしくはこちら



健康保険証利用の申込みのお問合せ

マイナンバー総合フリーダイヤル **0120-95-0178**

5番を選択のうえ、音声ガイダンスにしたがってお進みください。

受付時間（年末年始を除く） 平日：9時30分～20時00分
土日祝：9時30分～17時00分

デジタル庁

総務省
Ministry of Internal Affairs and Communications

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

セブン銀行

2024年2月現在

厚生労働省「マイナンバーカードの健康保険証利用方法」

(https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_40391.html)（令和6年7月25日利用）をもとに作成

Q15 就職などで資格を取得する場合、データが反映されマイナ保険証が使えるようになるまでどれくらいかかりますか

A 日本年金機構に「資格取得届」等が到着してから約 2～5 営業日で、協会けんぽにおいて登録が完了し、マイナ保険証をお使いいただけます。なお、一度マイナンバーカードを健康保険証として利用登録すれば、転職や退職をした際に登録し直す必要はありません。

○加入者の皆様へのお願い

新しく就職されたり扶養に入られたりした際、速やかに事業主にマイナンバーを届けるようにお願いします。

○事業主様・健康保険事務ご担当者様へのお願い

資格取得や扶養異動の手続は、事実発生から 5 日以内にマイナンバーを記載した「資格取得届」等を日本年金機構等へ届け出いただきますようお願いします。

※健康保険法施行規則上、5 日以内の届け出が義務付けられています。

その他

Q16 現行の健康保険証は令和 6 年 12 月 2 日以降どうなりますか？

A 現在お持ちの健康保険証は、退職等で資格喪失にならない限り、令和 7 年 12 月 1 日まで使用できます。

※令和 7 年 12 月 1 日までに退職等で使用できなくなった健康保険証は、会社へ返納してください。

令和 7 年 12 月 2 日以降については健康保険証を会社や協会けんぽに返納する必要はありません。自己破棄も可能です。

○事業主様・健康保険事務ご担当者様へのお願い

令和 7 年 12 月 1 日までに退職等で使用できなくなった健康保険証は、従来どおり「資格喪失届」または「被扶養者（異動）届」に添付して、事実発生から 5 日以内に日本年金機構等へご提出ください。

また、「資格確認書」（Q10 参照）の有効期限内に退職等をした場合は、「資格確認書」の回収が必要です。

Q17 令和 6 年 12 月 2 日以降に新規加入する従業員の「資格取得届」を提出する際、担当者が注意すべきことはありますか？

A 現時点での対応は以下の通りです。

「資格取得届」および「被扶養者（異動）届」は、マイナンバーを記載し、事実発生から 5 日以内に日本年金機構等へご提出ください。

事業主・健康保険事務ご担当者様は、マイナ保険証をご利用いただくよう従業員様にご案内ください。

マイナ保険証をお持ちの場合、登録手続きが完了すれば新しい資格が反映され、マイナ保険証で受診できます。（Q15 参照）

もしマイナ保険証をお持ちでない場合は、「資格取得届」等による申出に基づき「資格確認書」（Q10 参照）を発行します。（「資格取得届」等に「資格確認書」の希望欄が設けられる予定です）

申出がない場合も、マイナンバーカードを持っていない、またはマイナ保険証の利用登録をしていない方などには、申出によらず「資格確認書」を発行しますが、相当な期間を要します。「資格確認書」が必要な場合はできる限り「資格取得届」等の提出時に申出してください。

Q18 健康保険証の制度が変わることで、被扶養者資格再確認には何か影響はありますか。

A 現状はありません。これまで通りご提出をお願いします。



お問い合わせ先

マイナ保険証、資格情報のお知らせ、資格確認書やオンライン資格確認等に関するお問い合わせ

令和 6 年 9 月 2 日開設

協会けんぽマイナンバー専用ダイヤル（通話料有料）

0570-015-369

受付時間

平日 8:30～17:15

外国語対応（22 カ国語）

英語、中国語、韓国語、スペイン語、タガログ語、ポルトガル語、ベトナム語、タイ語、インドネシア語、ネパール語、ビルマ語、フランス語、ドイツ語、イタリア語、ロシア語、マレー語、クメール語、モンゴル語、シンハラ語、ヒンディー語、ベンガル語、ウルドゥー語

マイナンバー、マイナンバーカードに関するお問い合わせ

① マイナンバーに関するお問い合わせ

マイナンバー総合フリーダイヤル（通話料無料）

0120-95-0178

受付時間

平日 9：30～20：00

土日祝 9：30～17：30（※）

※1 番については、平日・土日祝ともに 9：30～20：00

マイナンバーカード及び電子証明書を搭載したスマートフォンの紛失・盗難などによる一時利用停止については、24 時間 365 日受け付けます。

受付内容

音声ガイダンスに従って、該当する音声案内番号を選択してください。

1. マイナンバーカード、電子証明書、個人番号通知書、通知カード、コンビニ等での証明書交付サービスに関するお問い合わせ
2. マイナンバーカード及び電子証明書を搭載したスマートフォンの紛失・盗難
3. マイナンバー制度・法人番号に関するお問い合わせ
4. マイナポータル及びスマホ用電子証明書に関するお問い合わせ
5. マイナンバーカードの健康保険証利用に関するお問い合わせ
6. 公金受取口座登録制度及び預貯金口座付番制度に関するお問い合わせ

② マイナンバーカードに関するお問い合わせ

個人番号カードコールセンター（全国共通ナビダイヤル 通話料有料）

0570-783-578

受付時間

8：30～20：00（年末年始 12 月 29 日～1 月 3 日を除く）

マイナンバーカード及び電子証明書を搭載したスマートフォンの紛失・盗難などによる一時利用停止については、24 時間 365 日受け付けます。

③ 一部 IP 電話等で①・②のどちらのダイヤルに繋がらない場合（通話料有料）

050-3818-1250

④ 外国語対応

個人番号通知、通知カード、マイナンバーカード、マイナンバーカード及び電子証明書
を搭載したスマートフォンの紛失・盗難などによる一時利用停止（通話料無料）

0120-0178-27

0570-064-738※上記番号が繋がらない場合（通話料有料）

受付時間

英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語

全日 8：30～20：00

※一時利用停止は 24 時間

タイ語・ネパール語・インドネシア語・ベトナム語・タガログ語

全日 9：00～18：00

マイナンバー制度、マイナポータルに関すること（通話料無料）

0120-0178-26

受付時間

英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語・ベトナム語・タイ語・インドネ
シア語・タガログ語・ネパール語

平日：9：30～20：00

土日祝：9：30～17：30（年末年始除く）

マイナンバー総合サイト「お電話でのお問い合わせ」

(<https://www.kojinbango-card.go.jp/contact/tel/>)（令和 6 年 7 月 25 日利用）をもとに作成